

第四百四十六回  
国会

# 参議院地方行政・警察委員会會議録第五号

平成十一年十二月十五日(水曜日)

午前十時二十分開会

## 委員の異動

十二月十三日

### 辞任

岸 宏一君  
森田 次夫君  
荒木 清寛君  
宮本 岳志君

### 補欠選任

井上 吉夫君  
青木 幹雄君  
白浜 一良君  
市田 忠義君

### 辞任

青木 幹雄君

### 補欠選任

岸 宏一君

出席者は左のとおり。

## 委員長 理事

和田 洋子君

## 委員

岡 利定君  
松村 龍二君  
朝日 俊弘君  
本田 良一君  
富樫 練三君  
井上 吉夫君  
鎌田 要人君  
木村 仁君  
岸 宏一君  
久世 公亮君  
谷川 秀善君  
野間 越君  
興石 東君  
山下八洲夫君  
大森 礼子君  
白浜 一良君  
市田 忠義君

## 衆議院議員

政治倫理の確立  
及び公職選挙法  
改正に関する特  
別委員長

## 閣務大臣

自治 大臣

## 事務局側

常任委員会専門  
員

照屋 寛徳君  
高橋 今則君  
松岡満壽男君

桜井 新君

保利 耕輔君

入内島 修君

本日の会議に付した案件

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法等の所要の改正に関する請願(第二六号)

○県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願(第一八二号外四件)

○法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(第九四六号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(和田洋子君) ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十三日、荒木清寛さん、宮本岳志さん、岸宏一さん及び森田次夫さんが委員を辞任され、その補欠として白浜一良さん、市田忠義さん、井上吉夫さん及び青木幹雄さんが選任されました。また、本日、青木幹雄さんが委員を辞任され、その補欠として岸宏一さんが選任されました。

○委員長(和田洋子君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新さんから趣旨説明を聴取いたします。桜井新さん。

○衆議院議員(桜井新君) ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案の提案の趣旨及びその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成六年改正法附則第九条の規定の趣旨にのっとり、会社、労働組合その他の団体は、資金管理団体に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないこととするともに、資金管理団体は、これに違反して行われる寄附を受けてはならないこと等としております。

以上の規定に違反した者は、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、平成十二年一月一日から施行することとしておりますが、ただいま申し上げた罰則に関する規定は、平成十二年四月一日から適用することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(和田洋子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

政治資金規正法の一部を改正する法律案に賛成

の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(和田洋子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田洋子君) これより請願の審査を行います。

第二六号県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法等の所要の改正に関する請願外六件を議題といたします。

まず、理事会において協議いたしました結果について、専門員に報告させます。入内島専門員。

○専門員(入内島修君) ただいま議題となりました請願七件につきまして、理事会における協議の結果を御報告申し上げます。

理事会におきましては、第二六号の県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法等の所要の改正に関する請願、第一八二号外四件の県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願及び第九四六号の法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願、以上七件はいずれも保留とすべきものと決定いたしました。

以上であります。

○委員長(和田洋子君) それでは、理事会において協議いたしましたとおり、第二六号県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法等の所要の改正に関する請願外六件はいずれも保留といたしました

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田洋子君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(和田洋子君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

地方公共団体の行財政状況、地域振興対策及び警察等の実情調査のため、閉会中に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時二十六分散会

十二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願(第六八三〇号)

一、法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(第九四六号)

一、県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願(第九五〇号)

(第一〇一五号)

第六八三三号 平成十一年十二月七日受理

県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願

請願者 長野県上田市大字古里一、六四六

平林千廣

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第九四六号 平成十一年十二月八日受理

法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願

請願者 京都市右京区西院東中水町一七

東憲一外四千五百九十三名

紹介議員 西山登紀子君

消費増税や大銀行の貸決りのため、多くの中小業者が営業及び暮らしについて危機に直面しており、中小法人の大部分が赤字決算に転落している。この状況下で、政府税制調査会(地方法人課税小委員会)は外形標準課税方式により法人事業税を課税する提案を行った。しかし、外形標準課税そのものが、(一)事業活動による付加価値に課税するもので第二の消費税となること、(二)応能負担の原則に反する税制であること、(三)赤字法人についても課税され、拒税能力を無視した中小業者破壊の税制であることから、中小業者存立を危うくする税制である。

ついては、緊急に次の事項について実現を図られたい。

一、法人事業税への外形標準課税導入は絶対行わないこと。

第九五〇号 平成十一年十二月八日受理

県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願

請願者 長野県更埴市桑原二、一〇〇 下崎保

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一〇一五号 平成十一年十二月八日受理

県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正に関する請願

請願者 長野県須坂市高梨四四 中島輝夫

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

十二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆)

政治資金規正法の一部を改正する法律案  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中、「第二十一条の三第一項及び第二項並びに第二十一条第一項を並びに第二十一条の三第一項及び第二項に改め、並びに資金管理団体を削り、同条第三項及び第四項中「並びに資金管理団体」を削る。

第二十一条の三第三項を次のように改める。

3 個人の政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

第二十二條第一項中「政治活動」を「個人の政治活動」に改め、「(会社、労働組合、職員団体その他の団体のするものにあつては、五十万円)」を削り、同条第二項中、「政治団体がする寄附」を削る。

第二十二條の二及び第二十六條第一号中(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)を若しくは第三項に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第二十六條(新法第二十一条第一項及び第二十二條の二に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日から平成十二年三月三十一日までの間に会社、労働組合、職員団体その他の団体(以下「団体」という。)が資金管理団体に対してする寄附についてされた行為に対しては、適用しない。ただし、当該寄附により、当該団体が当該期間内に政党及び政治資金団体以外の者に対してした寄附の額が新法第二十一条の三第一項第二号から第四号までの各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額の二分の一に相当する額を超えることとなる場合又は当該団体が当該期間内に同一の資金管理団体に対してした寄附の額が五十万円を超えることとなる場合は、この限りでない。

(政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三条 政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第九條を次のように改める。

第九條 削除

十二月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆)